プレスリリース

令和８年11月５日
防災くらし安心部

報道機関各位

令和８年度山形県村山地区消費生活サポーター等研修会の開催

県では、地域における消費者啓発活動を推進する「山形県消費生活サポーター」や地域の見守り活動に関係する方等を対象に、毎年研修会を実施しています。

今年度は、消費者問題の専門家である池本誠司弁護士を講師にお迎えし、「最近の消費者トラブルと効果的な見守りのポイント」と題して御講義いただきます。

高齢者など見守りを必要とする方々が遭いやすい消費者被害について、具体的な事例を通じて学ぶほか、地域での見守りの際に気を付けたいポイントや、被害に気付いた場合の関係機関へのつなぎ方について分かりやすくお話しいただきますので、当日の取材について、よろしくお願いいたします。

記

１　日　時　　令和８年11月11日（水）　午後１時15分から午後３時30分まで

２　場　所　　山形県庁２階　講堂　（山形市松波二丁目８番１号）

３　目　的　　地域で見守り活動を行う山形県消費生活サポーター等の様々な主体が消費生活に関する知識を学ぶとともに、活動の実践に向けたネットワークづくりと連携の促進を図る。

４　内　容　　（１）研修『最近の消費者トラブルと効果的な見守りのポイント』

講師：池本　誠司　弁護士

【略歴】日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長（平成23、24年度）。東京都消費生活対策審議会委員、消費者庁参与、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会委員、消費者委員会専門委員等を歴任。主著に、「特定商取引法ハンドブック」、「消費者法講義」、「割賦販売法」、「条解・消費者三法」（いずれも共著）等。

（２）グループ別意見交換及び講評

５　参加者　　村山地区の山形県消費生活サポーター、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、ケアマネージャー、老人クラブ連合会職員　ほか



山形県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」

担　当：消費生活・地域安全課　課長補佐（総括・消費者行政推進担当）
笹原　和人　電話：023-630-3236　ＦＡＸ：023-625-8186
広報監：防災くらし安心部次長（兼）危機管理広報監　岩瀬　一

～山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか～

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活センターからの情報を身近な人や地域、団体に伝えたり、地域の情報やニーズを消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。

【応募資格】　次のア～イの全てを満たす個人及び団体
ア　満 18 歳以上で山形県内で活動可能な方
イ　消費生活や消費者問題に関心のある方
※　資格や経験は問いません。

【委嘱期間】　委嘱の日から起算して２年を経過する日の属する年度の年度末まで（更新可）

【活動内容】

消費生活サポーターには、「消費生活に関心のある方」「消費生活の活動をしている方」「消費生活の知識のある方」それぞれの知識や経験にあわせて、自分にできる活動をお願いしています。

〇活動例

- 県から送付されるチラシなどを読んで消費生活に関する知識を身につける
- 県内で行われる研修会や消費生活出前講座を聴講する
- 県の依頼を受けて土日・夜間の消費生活出前講座の講師を務める
- 地域のイベントなどの際に消費者啓発パンフレットを配布する
- 身の回りで起こった悪質商法の被害などを消費生活センターに報告する

など

【研修会など】新規サポーター委嘱状交付式・研修会（５月）
消費生活サポーター等研修会（９～１１月、県庁及び各総合支庁）



（委嘱状交付式）



（サポーター等研修会）